

広島県告示第二百二十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
 - 1 小型船 動力 白色 一隻
 - 2 浮栈橋 一式
- 二 当該工作物が放置されていた場所
 - 1 広島市南区宇品西二丁目六番地先
 - 2 広島市中区東平塚町一番地先
- 三 当該工作物を除却した日時
 - 1 平成二十年二月十三日 午後二時十五分
 - 2 平成二十年二月十三日 午前十時二十五分
- 四 当該工作物の保管を始めた日時
 - 1 平成二十年二月十三日 午後二時五十分
 - 2 平成二十年二月十三日 午後一時四十分
- 五 当該工作物の保管場所
広島市南区出島二丁目二番 出島西第一〇荷捌地内
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問い合わせ先
広島県広島地域事務所建設局管理課
電話（〇八二）二五〇―八一五〇